

公債費負担適正化計画を策定しました

当町の実質公債費比率が18%を超えたため、「公債費負担適正化計画」を策定しました。

今後は、この計画により公債費負担の適正化に努め、実質公債費比率を段階的に引き下げていきます。

公債費負担適正化

計画とは

平成18年度から地方債の発行は、「許可制度」から「協議制度」へ移行しました。

この制度では、市町村は「協議」という手続きを経れば、都道府県知事の同意がなくても原則、地方債の発行が可能となります。

ただし、平成18年度から新たに「実質公債費比率」という指標が用いられ、3か年平均の比率が18%以上の団体については、「公債費負担適正化計画」を策定しなければ地方債の発行ができなくなりました。

白岡町では、この3か年平均が平成18年度決算時で18・5%となったため、適正化計画の策定が必要となりました。

実質公債費比率とは

実質公債費比率とは、町の財政規模に対する実質的な借金返済額の割合を示す指標（3か年平均）で、この比率が18%以上になると、地方債の発行に県の許可が必要となります。なお、計画の詳細は町ホームページまたは政策財政課窓口で閲覧できます。

地方債：道路、学校の建設など多額の経費を要する事業の財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れる借入金です。

公債費：過去に町が借り入れた地方債の元金、利子の償還金の合計額です。

